三　前二号に掲げる場合以外の場合　補正前特定保健指導実施率とイに掲げる数を口に掲げる数で除して得た数をハに掲げる数で除して得た数（当該数が一を上回るときは、一）とのいずれか大きい数

イ　令和元年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数からこれらの者のうち同年度における当該保険者に係る特定保健指導を初めて実施した日が令和二年三月から五月までの間にある者の数を控除した数

ロ　令和元年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数

ハ　一から平成三十年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数に占めるこれらの者のうち同年度における当該保険者に係る特定保健指導を初めて実施した日が令和元年三月から五月までの間にある者の数の割合を控除した数

第十八条の七～第二十一条　（略）

（病床転換支援金に係る加入者見込総数等の算定方法）

第二十二条　第十九条第一項の規定は、法附則第八条に規定する当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数の算定について準用する。

2　第十九条第二項の規定は、法附則第八条に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数の算定について準用する。

3　新設保険者等に係る法附則第八条に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数の算定については、前項の規定にかかわらず、第十九条第三項の規定を準用する。

第二十三条・第二十四条　（略）

（公示）

第二十五条　厚生労働大臣が、附則第二十三条に規定する加入者一人当たり負担見込額及び前条において準用する第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

第二十六条・第二十七条　（略）

（特例退職被保険者等の加入率の算定方法）

第二十八条　法附則第十三条の三第三項及び法附則第十四条の二第三項の特定健康保険組合（健康保険法附則第三条第一項に規定する特定健康保険組合をいう。次条において同じ。）に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等（国民健康保険法附則第二十一条第一項に規定する特例退職被保険者及びその被扶養者をいう。次条において同じ。）である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者の数を当該特定健康保険組合の加入者の数で除して得た率とする。

第二十九条　法附則第十三条の五第三項及び法附則第十四条の三第四項の特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者の数を当該特定健康保険組合の加入者の数で除して得た率とする。

第二条～第八条　（略）

（病床転換支援金に係る加入者見込数等の算定方法）

第九条　第八条の三第一項の規定は、法附則第八条に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数の算定について準用する。

2　第八条の三第二項の規定は、法附則第八条に規定する当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数の算定について準用する。

3　新設保険者等に係る法附則第八条に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数の算定については、前項の規定にかかわらず、第八条の三第三項の規定を準用する。

第十条・第十一条　（略）

（公示）

第十二条　厚生労働大臣が、附則第十条に規定する加入者一人当たり負担見込額及び前条において準用する第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

第十三条・第十四条　（略）

（削る）

（削る）